

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の自然災害リスク及び感染症リスク

①三郷市の地域特性 (三郷市地域防災計画)

三郷市は埼玉県の東南端に位置し、東は江戸川を挟んで千葉県松戸市、流山市と接し、西は中川を挟んで八潮市、草加市、また、南は東京都葛飾区、北は吉川市と接している。市域の面積は、30.22 km²であり、地形に高低差はなく、北から南に向かってわずかに傾斜し、標高は1~3mで、地質は沖積層からなっている。



②自然災害の履歴 (三郷市地域防災計画)

【地震】

過去、三郷市に大きな地震被害をもたらしたのは、1923年の相模湾を震源地として発生した関東大震災である。関東大震災による本市の被害は、建物の全壊が22棟(住家家屋18棟、非住家家屋4棟)、地割れや噴砂の発生も報告されている。ただし、建物の全壊は江戸川に沿って多いものの、液状化はほとんど確認されていない。一方、中川に沿った自然堤防では噴砂や地割れが多数確認されており、市の一般的傾向は、噴砂が発生したところでは全壊家屋が少なく、全壊家屋が確認されているところでは地割れが発生している場合が多い。

【風水害】

三郷市は、その地勢的特質から、水害の常襲地帯として水害に悩まされ続けてきた。市内には江戸川、中川、大場川、第二大場川の一級河川、下第二大場川などの準用河川に加え、二郷半用水などの農業用水路及び一般排水路が流下しており、河床勾配が3,500分の1程度の緩流河川のため、豪雨により河川流量が増加して排水路等の流出が困難となり、氾濫したり低地に湛水するおそれがある。

1947年のカスリーン台風は特に甚大な被害をもたらし、栗橋上流の利根川右岸の堤防が決壊し、溢れた水が中川低地沿いに堤防を決壊させながら東京まで達した。この洪水により、市域では死者1名を出したほか、ほぼ全域が浸水し、湛水は2週間以上にも及んだ。

また、1958年の台風第22号では、大雨と高潮により江戸川、中川流路沿いの堤内地は排水不能となり、広範囲にわたって長期の湛水となった。市内では、中川・江戸川沿いを除く全域が湛水し、水深は50~75cm、大場川沿いでは1mに達した。

③自然災害の被害の想定 (三郷市地域防災計画)

【地震】

埼玉県において、5つの地震(東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震)を設定してこれらを検証したところ、このうち三郷市における最大震度は、東京湾北部地震による震度6強となっている。

建物被害は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331棟、焼失数が76件(冬の夕18時)と予想されている。

人的被害については、冬の朝5時(風速8m/s)における死者数が42人と最も多く、負傷者数も同様の条件の時が402人と最も多い。避難者数が最も多くなるのは1週間後で8,678人(冬の夕18時)、帰宅困難者数は、19,748人(夏の休日12時)と予想されている。

ライフライン被害では、上水道の断水が7,074世帯18,181人(1日後)となっている。

【水害】

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水氾濫であるが、三郷市の立地する埼玉県東部は、平均標高の低い沖積低地が広く分布しており、利根川、江戸川、中川、荒川が氾濫した場合には、市への大きな影響が懸念される。

利根川の堤防が決壊した場合、想定破堤点を河口から右岸 122.5 km（五霞町）とすると、氾濫水が三郷市に到達するのは約 14 時間後と想定される。江戸川の堤防が決壊した場合、想定破堤点を河口から右岸 27.5 km（三郷市内）とすると、河川沿いの地域は瞬時に氾濫水の影響を受けると想定される。中川の堤防が決壊した場合、想定破堤点を河口から左岸 30.5 km（吉川市）とすると、氾濫水が三郷市に到達するのは約 9 時間後と想定される。荒川の堤防が決壊した場合、想定破堤点を河口から左岸 65.2 km（鴻巣市）とすると、氾濫水が三郷市に到達するのは約 52 時間後と想定される。

なお、国土交通省によりこれらの河川改修が進められており、近年はこれら大河川の氾濫は起きていない。

④感染症の被害の想定

毎年流行を繰り返すインフルエンザは、これまでにおよそ 10 年から 40 年の周期で型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

【人員に対する影響】

新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の場合、従業員やその家族のり患による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。そのため、事業継続に必要な人員数が不足し、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害期間については、自然災害は瞬間的であるのに対して、感染症の影響は効果的なワクチンが開発されるまで長期にわたり、影響予測は極めて困難となる。

【代替施設、サプライヤーへの影響】

被害が、自然災害の様に局所的ではなく、全ての地域（日本国中あるいは全世界中）に広範囲に広がるため、代替施設や仕入先等サプライヤーの確保は極めて困難となる。

【資金繰りに関する影響】

感染症の流行が数か月にわたる長期となることが予想されるため、確保すべき資金は、早期復旧に必要な一時的な資金ではなく、事業縮小や停止に耐えられる固定費（給与、家賃）が中心となる。感染症の影響は長期にわたるため、多額の固定費が必要となり、経営を圧迫することが考えられる。

【風評被害】

職場においてり患者が発生した場合、自宅待機を余儀なくされるとともに、事実の公表と併せて事業所内の消毒や一定期間の閉鎖が必要になる。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害により事業継続が困難になることも考えられる。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 5,414人 小規模事業者数 3,653人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者数	製造業	1,136	1,040	市内に広く分散している
	建設業	638	591	市内に広く分散している
	卸・小売業	1,156	593	中心市街地、幹線道路沿いに多い
	サービス業他	2,484	1,429	中心市街地、幹線道路沿いに多い

出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス」

(3) これまでの取組

①三郷市の取組

- ・地域防災計画の策定（平成27年3月）
- ・三郷市水害ハザードマップの発行（平成31年3月）
- ・三郷市地震ハザードマップの発行（令和2年7月）
- ・三郷市ハザードマップアプリによる防災情報提供
- ・総合防災訓練の実施
- ・災害用備蓄品の整備
- ・新型コロナウイルス対策本部の設置
- ・災害時応援協定の締結推進
- ・BCPセミナーの開催による市内事業所に対するのBCP策定の周知

②三郷市商工会の取組

- ・BCPセミナーの開催等による市内事業所に対するのBCP策定の周知
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・全国商工会連合会が運営するビジネス総合保険の周知
- ・火災予防管理組織、自衛消防隊の編成、災害時緊急連絡網の整備（職員）
- ・新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口の設置

II 課題

現状では、緊急時の取組について当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員もいない。さらに、保険等に対する助言を行える当会経営指導員が不足していることが課題となっている。

感染症対策については、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

(1) 小規模事業者に対する支援の強化

【自然災害】

- ①小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを周知する。
- ②事前対策や災害対策の必要性を周知するとともに、ものづくり補助金申請事業者を中心とした事業継続力強化計画の認定推進や、BCPセミナー開催をきっかけとしたBCP策定事業者の拡大を図る。
- ③自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

【感染症】

- ①感染症のリスクを周知する。
- ②感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増等）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ③公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- ④感染症対策を盛り込んだBCPセミナーの開催やBCP策定の推進。

(2) 三郷市商工会における体制の整備

- ①災害時の初動対応、応急対応と災害後の速やかな復興支援策が行えるよう事業継続計画（BCP：感染症対策を含む）を策定する。
- ②事業継続力強化支援計画策定をきっかけとして、自然災害時及び感染症拡大時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、三郷市と三郷市商工会との間における被害情報報告ルートを確立するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施に向け、関係機関との連携体制を構築する。
- ③事前対策や初動対応への適切な助言が行えるよう、法定経営指導員が中心になり、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

三郷市商工会と三郷市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②三郷市広報（広報みさと）や商工会報誌、ホームページ、Facebook等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤巡回経営指導時に、感染症のリスクや事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増等）を軽減するための対策を説明する。
- ⑥事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や新生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（テレワークの推進等）を促進する。

2) 三郷市商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和3年1月事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ①小規模事業者に対する周知活動や事業継続力強化計画等の策定支援にあたっては、地域金融機関及び士業団体と連携する。
- ②損害保険会社等と連携を図り、事業継続力強化計画やBCPに関するセミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業継続力強化計画やBCP取組状況の確認を行う。
- ②各部会（建設部会、工業部会、商業部会、サービス部会、青年部、女性部）の会議や幹部会、理事会を通して、状況確認や改善点等について協議する。
- ③三郷市市民経済部商工観光課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 訓練の実施

- ①地震や台風災害の発生を想定して、三郷市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③感染症の影響による職員減少に備えたシミュレーションや訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後 6 時間以内に職員の安否確認を行う（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を三郷市商工会と三郷市で共有する）。
- ②職員の判断で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、業務従事できる職員で役割分担を決める。

2) 自然災害の応急対策

- ①自然災害発生時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先とし、来訪者の事務所外への避難及び広域避難場所への誘導を行う他、事務所内でけが人が発生した場合は、けが人の応急救護場所を確保し、応急手当を行う。
- ②建物や事務所内の損壊状況を確認のうえ、二次災害（人への落下物の衝突）の防止を図る。また、このための施設及び機器等の見回りの役割分担を予め定めておく。

3) 感染症の応急対策

- ①国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ②感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、三郷市における感染症対策本部設置に基づき、三郷市商工会による感染症対策を行う。

4) 応急対策の方針決定

- ①安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、三郷市商工会と三郷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②市内の大まかな被害状況を確認し、発生後 7 日以内に情報共有を進める。

【被害規模の目安】

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【三郷市商工会と三郷市で被害情報等を共有する間隔】

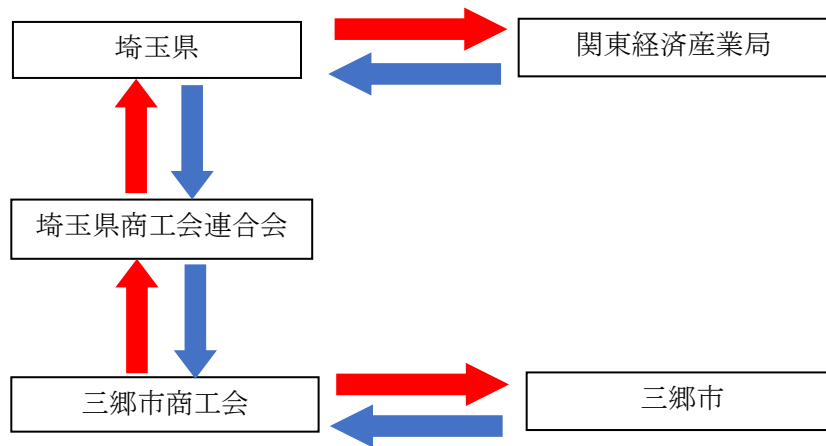
期間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1か月後	2日に1回連絡する
1か月～3か月後	1週間に2回連絡する
3か月以降	1週間に1回連絡する

5) 感染症対策の方針決定

- ①三郷市で取りまとめた「三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ②事業所の環境整備等の感染防止策や事業者の経営状況を確認のうえ、応急対策の内容や、優先業務を精査し、実施体制等を方針づける。

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害及び感染症発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ②自然災害発生時の二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③三郷市商工会と三郷市が共有した情報を埼玉県が指定する方法で三郷市商工会または三郷市より埼玉県に報告する。
- ④感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、三郷市商工会と三郷市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて三郷市商工会または三郷市より埼玉県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①三郷市商工会は、三郷市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・埼玉県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ②地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ③応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ④感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に依頼する。
- ③ 国、埼玉県、三郷市における公的制度が円滑に受けられるよう法定経営指導員を中心とした支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施する。
- ④ 三郷市商工会の会報誌やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に対する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。
- ⑤ サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、商工会の会員ネットワークの活用や市内業種団体等とも連携する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

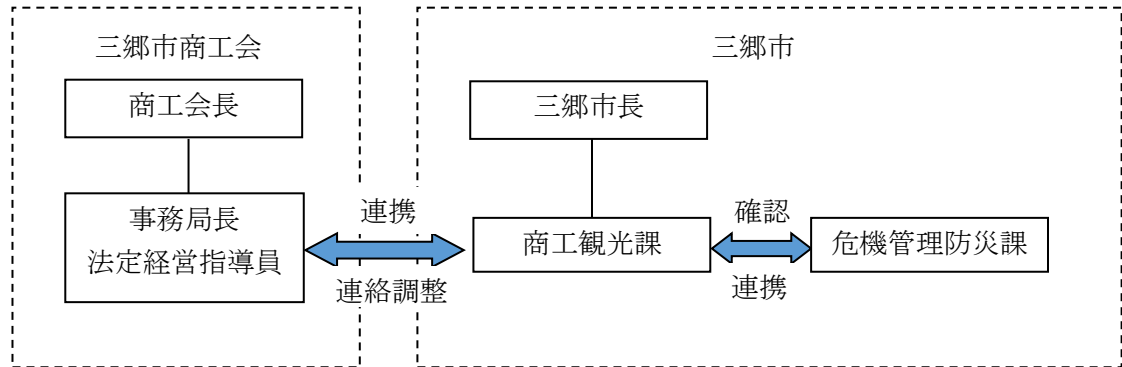
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 赤坂 典真 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

三郷市商工会 指導課

〒341-0041 埼玉県三郷市花和田 650-4

TEL : 048-952-1231 / FAX : 048-952-3432

E-mail : info@3310.biz

②関係市町村

三郷市役所 市民経済部 商工観光課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1

TEL : 048-930-7721 / FAX : 048-953-7116

E-mail : syoukou@city.misato.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
専門家派遣費	200	200	200	200	200
ちらし作成費	150	150	150	150	150
通信運搬費	250	250	250	250	250
消耗品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、埼玉県補助金、三郷市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等